

生駒市教育委員会規則第2号

生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年1月31日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則

生駒市立学校給食センター運営協議会規則（昭和41年11月生駒市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和57年4月生駒市条例第6号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第2条第2項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 条例第4条に規定する学校の長（以下「学校長」という。）
- (3) 生駒市PTA協議会を代表する者
- (4) 学校長が選任する学校給食主任

第8条第1項中「毎学期に1回」を「毎年度に2回」に改め、同条第2項中「教育委員」を「委員会の委員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市立学校給食センター運営協議会規則第2条第2項に規定する委員（以下「旧委員」という。）である者は、改正後の生駒市立学校給食センター運営協議会規則（以下「新規則」という。）第2条第2項に規定する委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなされた委員の任期は、新規則第3条第1項の規定にかかわらず、旧委員としての任期とする。